

Tezukayama RIEB Discussion Paper Series No. 2

ロシアの財政調整制度  
—連邦構成主体財政支援連邦基金について—

竹本 亨

帝塚山大学 経済学部

2013年1月

**Tezukayama University**  
**Research Institute for Economics and Business**  
7-1-1 Tezukayama, Nara 631-8501, Japan

# ロシアの財政調整制度 —連邦構成主体財政支援連邦基金について—\*

竹本 亨†

## 概 要

本稿は、ロシア連邦を構成する連邦構成主体間の財政調整制度である連邦構成主体財政支援連邦基金（FFPR）の仕組みと特徴を明らかにする。分析対象の連邦構成主体とは、ロシア連邦を構成する 83 の共和国と州、地方、連邦的意義を持つ市、自治州、自治管区に対する総称である。さらに、FFPR による連邦構成主体間の財政格差是正について分析する。その結果、FFPR によって特に財政力の弱い連邦構成主体の財政力が大きく引き上げられ、全体としても一人当たり歳入の格差が縮小していることが明らかとなった。

キーワード：財政調整制度、地方政府、ロシア

## 1. はじめに

現在のロシアは、連邦政府と連邦構成主体、地方自治体の 3 層構造となっている<sup>1)</sup>。本稿では、この中の連邦構成主体への連邦政府からの財政移転、特にその中でも最大のシェアを占め、連邦構成主体間の財政調整を目的としている「連邦構成主体財政支援連邦基金<sup>2)</sup>（以下では、FFPR と略す<sup>3)</sup>）」の仕組みと特徴を明らかにする。さらに、FFPR による連邦構成主体間の財政格差是正について分析を行う。ロシアは連邦制の国家であり日本のような単一性国家とは国家制度が大きく異なるが、多様な地域経済と異なる財政力の地方政府を抱えており、その地方制度は日本にとっても大いに参考になるものと思われる。

連邦構成主体とは、ロシア連邦を構成する 83 の共和国と州、地方、連邦的意義を持つ市、

---

\* 本稿の作成にあたり、神戸ロシア語学院ルーク講師の源絵里氏と神戸大学大学院経済学研究科博士前期課程の Olexiy Len 氏から多大な協力を得た。

† 帝塚山大学経済学部准教授、E-mail: takemoto@tezukayama-u.ac.jp

1) 基礎的なロシアの地方財政制度については、自治体国際化協会(2006)が詳しい。

2) **Федеральный фонд финансовой поддержки субъектов Российской Федерации**

3) 英語での表記は Fund for Financial Support of the Regions であるため、他の文献ではその略称を FFSR としているものもある。

自治州、自治管区に対する総称である。連邦構成主体の機能や税財源について分析を行った研究に長谷(2006)がある。長谷(2006)では連邦政府との政府間関係について他の連邦制国家と比較しながら分析している。また、制度変更の点から研究したものに Tabata(2002)や溝口(2008)がある。Tabata(2002)は2001年における連邦政府との財政関係の変化について分析を行っている。溝口(2008)は連邦構成主体の経済格差とそれに対する2000年以降の連邦政府による格差是正政策の変遷についてまとめている。政府間関係でも地方自治体を中心にした研究としては、横川(2004)や横川(2010)がある。横川(2004)では2001年に採択された「ロシア連邦における2005年までの財政連邦主義発展プログラム」による制度変更について、横川(2010)では2003年に制定された新地方自治法とそれに基づく改革について、それぞれどのような影響を及ぼしたか分析している。

これらに対して、本稿では連邦構成主体間の財政力を均衡化させるFFPRに焦点を絞る。FFPRについての研究としては保坂(2001)やSlukhai(2003)などがある。ただし、保坂(2001)は1994年のFFPR創設時の制度と1998年からの制度改正について扱っており、その後大きく制度が改正されたことに対応していない<sup>4)</sup>。Slukhai(2003)も同様で、1999年の制度である。一方で、ロシア以外のヨーロッパ諸国やカナダ、オーストラリア、中国などの地方政府間の財政調整制度についてもいくつかの先行研究が存在する<sup>5)</sup>。これら諸外国の制度を分析する事は、日本の地方交付税制度の研究や今後の改革において大きな参考になると思われる。

ロシアでも日本と同様に、連邦構成主体間の財政力には大きな差があり、また連邦政府による財政移転も複数存在する。それら財政移転の中で、一般補助金として連邦構成主体間の財政力を均衡化させる目的のFFPRが、金額ベースで過半を占めている。FFPRは、それまでの恣意的な再分配への反省から導入され、客観的な財政データに基づいて補助金額を算出している。現在のFFPRでは、各連邦構成主体の税収入を相対的に評価した指数と公共サービスの要素価格を相対的に評価した指数の比が、最低保障レベルの一定割合に達するように補助金が交付される。なお、この制度は導入後に何度も改正されており、ここでは2012会計年度のFFPRを基にする<sup>6)</sup>。

本稿の構成は以下の通りである。まず、2節で連邦構成主体の歳入の現状を概観する。

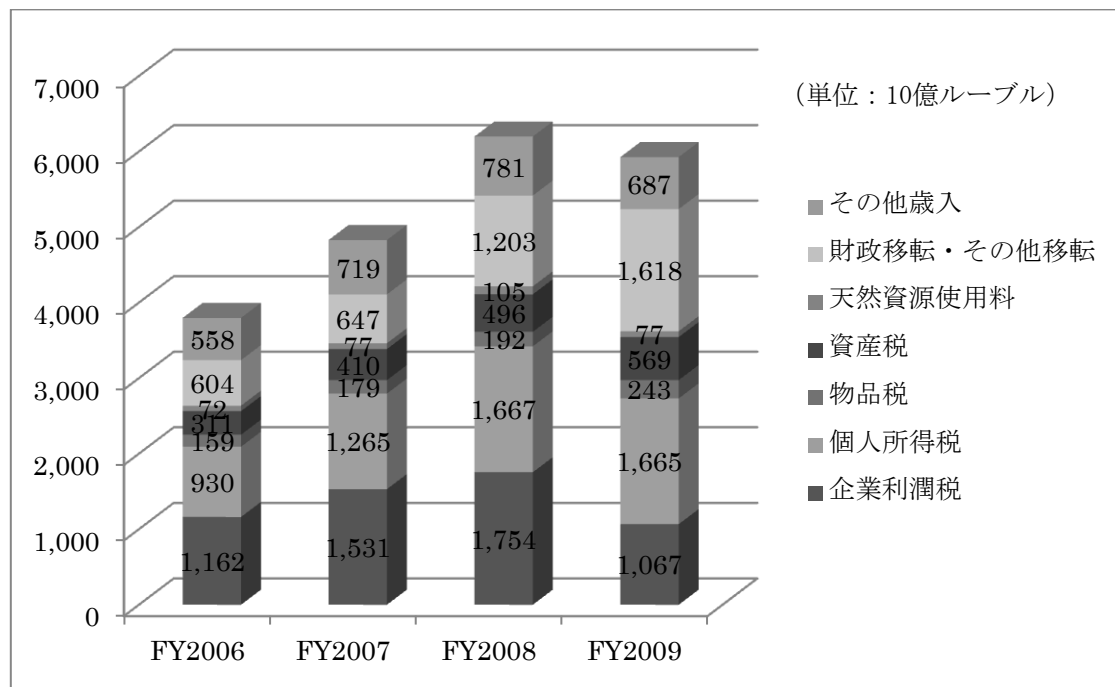
---

<sup>4)</sup> 本稿で扱う2012会計年度のFFPRは、2004年から導入された新方式を基礎としている。

<sup>5)</sup> 例えば、持田(2006)などがある。

<sup>6)</sup> 原文はロシア連邦財務省HP ([www.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Metodika\\_FFPR\\_2012-2014.doc](http://www.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Metodika_FFPR_2012-2014.doc)) を参照。

図 1 連邦構成主体の歳入内訳 (2006～2009 会計年度)



出典) ロシア連邦統計局 HP ([http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm) および [http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm)) より筆者作成。

次に、3節で FFPR における補助金額の算定方法について詳細に説明する。その上で、4節において連邦構成主体間の財政格差と FFPR による是正効果について分析を行う。最後に、6節で本稿のまとめと今後の課題について簡単に述べる。

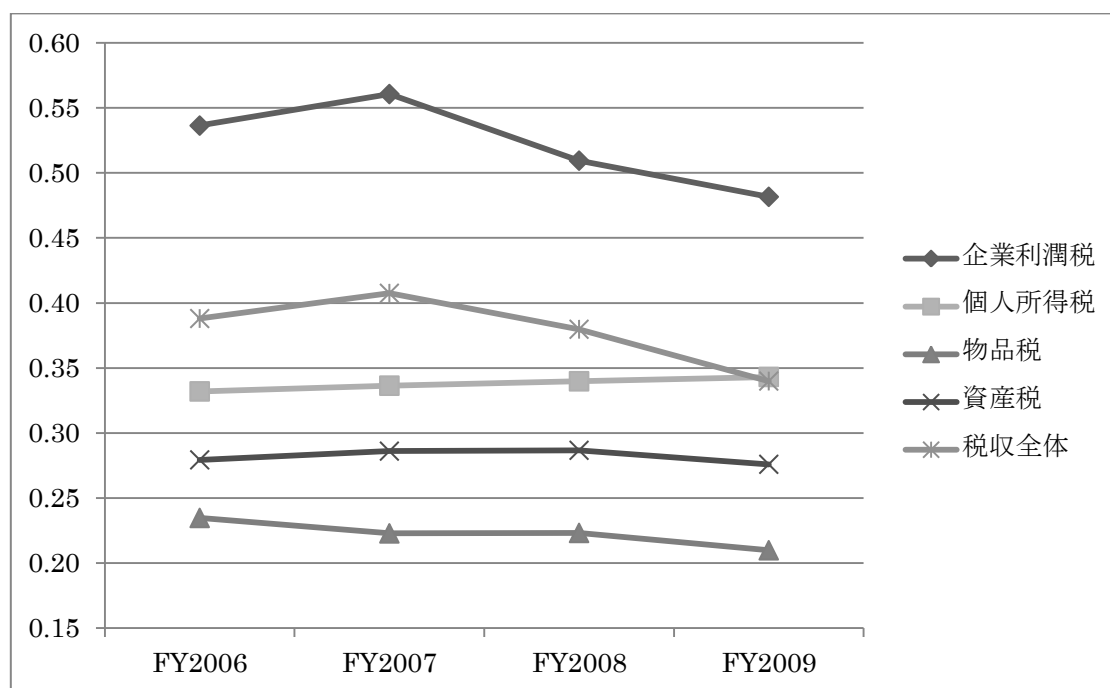
## 2. 連邦構成主体の現状

### 2.1 連邦構成主体の歳入

ロシア連邦は、83 の連邦構成主体から成り立っている。ただし、そのうちのハンティ・マンシ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区、ネネツ自治管区の3連邦構成主体に関しては、前の2つは連邦構成主体の一つであるチュメニ州に、後の1つは同アルハンゲリスク州に属している。本稿で利用したデータでも、これら3連邦構成主体のデータはそれらが属する州に含まれてしまっている。そのため、以下の分析では連邦構成主体の数は80となっている。

各連邦構成主体の歳入は、税収と FFPR を含む連邦政府からの財政移転、その他から成

図 2 連邦構成主体の一人当たり税収のジニ係数 (2006～2009 会計年度)

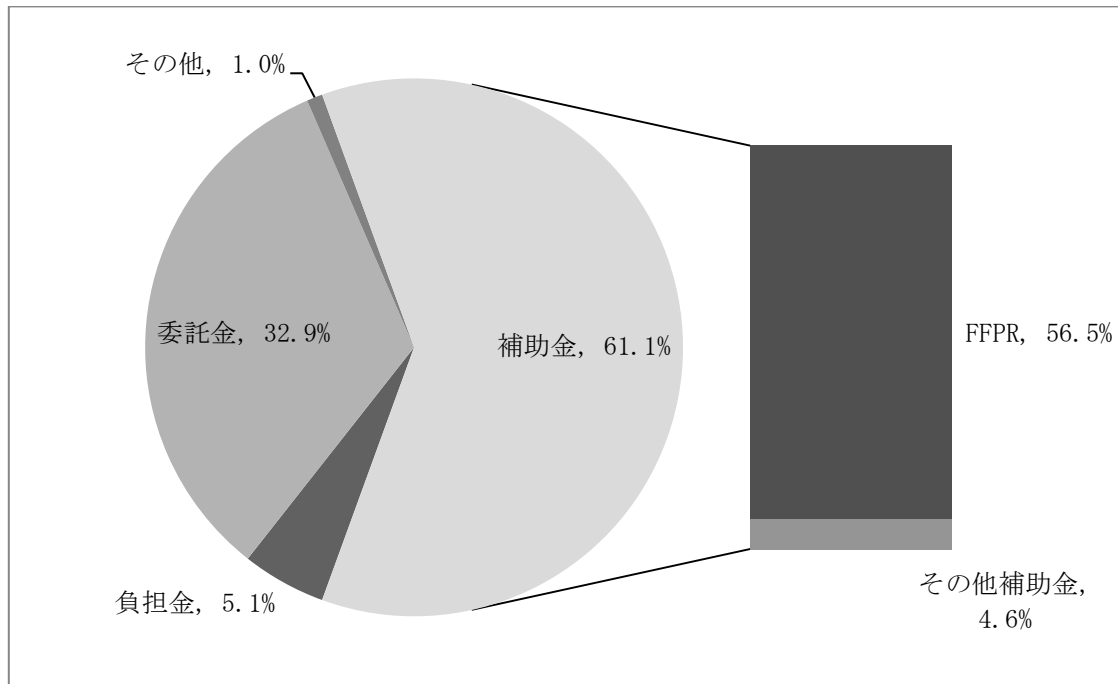


出典) ロシア連邦統計局 HP ([http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm) および [http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm)) より筆者作成。

り立っている。図 1 は 2006 から 2009 会計年度までの連邦構成主体全体の歳入内訳である。歳入で最大のものは税収で、2009 会計年度で 6 割を占めている。その次に大きな割合を占めているのが、財政移転・その他移転で、2009 会計年度では全歳入の 3 割弱となっている。4 年間の推移を見ると、まず企業利潤税の全歳入に占める割合が 2008 会計年度までは 31%、32%、28%と 3 割前後であったのが、2009 会計年度に 18%と大きく割合を下げている。それに対して、財政移転・その他移転の全歳入に占める割合が、2008 会計年度までは 16%、13%、19%であったのが、2009 会計年度に 27%へと上昇している。

次に、各連邦構成主体の税収格差を概観する。図 2 は 2006 から 2009 会計年度までの一人当たり税収のジニ係数である。これによると、企業利潤税のジニ係数が一番高く、物品税のそれが一番低い。そして、税収全体のジニ係数は 0.34 から 0.41 である。持田(2006)の算出によると、1989 年から 2004 年の日本の都道府県税収のジニ係数は 0.2 から 0.3 の間となっており、日本と比べても税収格差が大きいと言える。また、年度間のジニ係数の変動は、企業利潤税だけがそれ以外の税と比べて大きく、税収全体の変動ともほぼ同じ動きとなっている。

図 3 財政移転の内訳 (2012 会計年度の予算)



出典) ロシア連邦財務省 HP ([http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2012/03/MBT\\_2012-2014\\_iz\\_FZ\\_O\\_fed\\_budzhete](http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2012/03/MBT_2012-2014_iz_FZ_O_fed_budzhete)).pdf) より筆者作成。

## 2.2 財政移転

連邦構成主体への財政移転は、大きく 4 つに分類される。それは、①負担金 (субсидия)、②委託金 (субвенция)、③補助金 (дотация)、④その他、である。負担金は、連邦政府と連邦構成主体が共同して責任を負う事務事業に対する連邦政府の負担分である。委託金は、連邦政府が連邦構成主体に委託した事務事業に対する経費である。補助金は、連邦構成主体の財政を支援するための財政移転で、FFPR もこれに含まれる。図 3 は 2012 会計年度予算での連邦構成主体への財政移転の内訳である。

財政移転のうち一番大きな割合を占めているのは、補助金である。そして、補助金の大部分は FFPR である。2012 会計年度予算で見ると、補助金が財政移転に占める割合は 61.1% で、そのうちの 9 割以上が FFPR である。つまり、FFPR が財政移転全体に占める割合は 56.5% となり、財政移転の過半を占めていることになる。以下では、特に断らない限り、単に補助金と記述した場合は FFPR による補助金を示すこととする。

表 1 会計年度予算の3カ年計画と補助金の関係

	2010 会計年度 の予算	2011 会計年度 の予算	2012 会計年度 の予算
2010 会計年度に 交付される補助金	3カ年の1期目 (①+ $\alpha$ + $\beta$ )		
2011 会計年度に 交付される補助金	3カ年の2期目 (②+ $\alpha$ )	新3カ年の1期目 (②+ $\alpha$ + $\beta$ )	
2012 会計年度に 交付される補助金	3カ年の3期目 (③)	新3カ年の2期目 (③+ $\alpha$ )	新々3カ年の1期目 (③+ $\alpha$ + $\beta$ )
2013 会計年度に 交付される補助金		新3カ年の3期目 (④)	新々3カ年の2期目 (④+ $\alpha$ )
2014 会計年度に 交付される補助金			新々3カ年の3期目 (⑤)

### 3. FFPRの仕組み

#### 3.1 制度の概略

FFPR では、各連邦構成主体の算定予算充足度を基準にして補助金が交付される。 $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  における算定予算充足度  $O_i^{t,s}$  は、以下のように定義される<sup>7)</sup>。

$$O_i^{t,s} = \frac{OT_i^{t,s}}{E_i^{t,s}}$$

ここで、 $E_i^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  における予算支出指数、 $OT_i^{t,s}$  は税収力指数である。税収力指数  $OT_i^{t,s}$  は、統一的な基準で算定された一人当たり税収の相対的な指数である。それを、公共サービスの要素価格を相対的に評価した指数である予算支出指数で除しているのが算定予算充足度  $O_i^{t,s}$  で、この値が高いほど財政的

<sup>7)</sup> これらの値の会計年度 ( $t$ ) とそれを算出する会計年度 ( $s$ ) が異なる場合がある。例えば、2011 会計年度予算において算出されている 2013 会計年度の税収力指数というものである。これは、現在ロシア連邦が、当該会計年度 ( $s$ ) だけでなく、その次会計年度 ( $s+1$ ) と次々会計年度 ( $s+2$ ) を合わせた3カ年計画の予算を策定しているためである。ただし、翌年になると新しい(3カ年計画の) 予算を策定し、以前に算出した値を修正する。そのため、2011 会計年度予算において算出される 2013 会計年度の税収力指数と 2012 会計年度予算において算出される 2013 会計年度の税収力指数は異なる可能性がある。

に豊かであることを表す。

この算定予算充足度が一定の基準を下回っている場合に、その程度に応じて補助金が交付される。具体的には、交付金額の算定は2段階に分かれており、基準を0.6とする第1段階と基準を1とする第2段階である。なお、前者を算定予算充足度平準化の第1基準（以下では、単に第1基準と呼ぶ）、後者を算定予算充足度平準化の第2基準（以下では、単に第2基準と呼ぶ）という。まず、第1段階において第1基準を下回る連邦構成主体に対して交付する補助金額を算定する。次に、FFPRから各連邦構成主体に交付される補助金の合計額（以下この節では、単に補助金総額と呼ぶ）から第1段階で必要となる分を除いた残りを財源として第2段階での算定を行う。その際に、第2基準を下回る連邦構成主体への金額は、基準を満たすのに必要な費用に比例して算定される。そのため、補助金総額を一定とすると、算定予算充足度が0.6未満の連邦構成主体が増加するに従い、第2段階で利用できる予算は減少する。つまり、算定予算充足度が0.6以上1未満の連邦構成主体に交付される補助金は、0.6未満の連邦構成主体が増加すると減少することとなる。

さらに、この2段階による補助金額の算定は前年の算定予算充足度のみで決定されるのではなく、過去3年間の値によって決定される。ただし、それは単純な平均ではなく、補助金が交付される当該会計年度の2年前の会計年度予算から始まる算定過程を通して決定される。まず、補助金が交付される2年前の会計年度予算において策定される3カ年計画の中の3期目として、その時点のデータに基づいて各連邦構成主体に交付される補助金額の算出が行われる。それは、2年後の当該会計年度において実際に交付されるFFPRの補助金総額の80%程度を財源として算出される。次に、その次会計年度の予算で策定された（新）3カ年計画の2期目として算定が行われ、状況に応じて補助金額に加算が行われる。その加算方法は、その時点での算定予算充足度から算出される補助金額と前会計年度で算出された補助金額との差額を基に、補助金総額の5%程度を配分するという方式である。最後に、当該会計年度の予算で策定された（新々）3カ年計画の1期目として算定が行われ、先ほどと同様のやり方で加算が行われる。その際の財源は補助金総額の15%程度である。

これについて、2010会計年度から2012会計年度までの予算を例として説明する（表1を参照）。2010会計年度の予算では、3カ年計画の1期目として2010会計年度に交付される補助金を、2期目として2011会計年度に交付される補助金を、3期目として2012会計年度に交付される補助金を算定する。2011会計年度や2012会計年度も同様に3カ年の計画を策定する。一方で、2012会計年度に交付される補助金は、2010会計年度に策定される



3カ年計画の3期目として算定された金額（表1の③）に、2011会計年度に策定される3カ年計画の2期目での加算（ $+\alpha$ ）と、2012会計年度に策定される3カ年計画の1期目での加算（ $+\beta$ ）が行われ、最終的な交付額が決定（③ $+\alpha+\beta$ ）される。

以下では、3.2節で3カ年計画を通して補助金が決定される算定過程を、3.3節で2段階に分かれて行われる各補助金額の算定方法を、3.4節で税収力指数の定義を、3.5節で予算支出指数の定義をそれぞれ説明する。

### 3.2 3カ年計画による補助金の算定

まず、 $t$ 会計年度の補助金について、その2年前の $t-2$ 会計年度予算から始まる算定過程を説明する。最初の $t-2$ 会計年度予算において決定される配分総額 $S^{t,t-2}$ は、最終的な補助金総額 $S^t$ の少なくとも80%に設定される。そして、その時点で決定される連邦構成主体 $i$ への配分額 $S_i^{t,t-2}$ は、以下のようになる。

$$S_i^{t,t-2} = S1_i^{t,t-2} + S2_i^{t,t-2}$$

ここで、 $S1_i^{t,t-2}$ は $t$ 会計年度の連邦構成主体 $i$ に交付される補助金額を算出するために、 $t-2$ 会計年度予算で決定される第1段階における算定額、 $S2_i^{t,t-2}$ は第2段階における算定額である。

次の $t-1$ 会計年度予算において加算される分とすでに決定済みの分（ $S^{t,t-2}$ ）を合計した配分総額 $S^{t,t-1}$ は、補助金総額 $S^t$ の少なくとも85%に設定される。そして、前会計年度に決定された額（ $S_i^{t,t-2}$ ）に加算を行い、この時点で決定される連邦構成主体 $i$ への配分額 $S_i^{t,t-1}$ は、以下のようになる。

$$S_i^{t,t-1} = \begin{cases} \frac{S1_i^{t,t-1} + S2_i^{t,t-1} - S_i^{t,t-2}}{\sum_{j \in J} S1_j^{t,t-1} + \sum_{j \in J} S2_j^{t,t-1} - S^{t,t-2}} \times (S^{t,t-1} - S^{t,t-2}) + S_i^{t,t-2} & \text{if } S1_i^{t,t-1} + S2_i^{t,t-1} > S_i^{t,t-2} \\ S_i^{t,t-2} & \text{if } S1_i^{t,t-1} + S2_i^{t,t-1} \leq S_i^{t,t-2} \end{cases}$$

ここで、 $S1_i^{t,t-1}$ は $t$ 会計年度の連邦構成主体 $i$ に交付される補助金額を算出するために、 $t-1$ 会計年度予算で決定される第1段階における算定額、 $S2_i^{t,t-1}$ は第2段階における算定額である。

算定の最終年度である $t$ 会計年度予算において、 $t-1$ 会計年度に決定された額（ $S_i^{t,t-1}$ ）にさらに加算を行い、最終的に連邦構成主体 $i$ に交付する補助金額 $S_i^t$ を、以下のよう

定する。

$$S_i^t = \begin{cases} \frac{S1_i^{t,t} + S2_i^{t,t} - S_i^{t,t-1}}{\sum_{j \in J} S1_j^{t,t} + \sum_{j \in J} S2_j^{t,t} - S^{t,t-1}} \times (S^t - S^{t,t-1}) + S_i^{t,t-1} & \text{if } S1_i^{t,t} + S2_i^{t,t} > S_i^{t,t-1} \\ S_i^{t,t-1} & \text{if } S1_i^{t,t} + S2_i^{t,t} \leq S_i^{t,t-1} \end{cases}$$

ここで、 $S1_i^{t,t}$  は  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  に交付される補助金額を算出するために、 $t$  会計年度予算で決定される第 1 段階における算定額、 $S2_i^{t,t}$  は第 2 段階における算定額である。

### 3.3 2段階での算定

次に、各会計年度予算において 2 段階で行われる補助金額の算定方法について説明する。 $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  に交付される補助金額を算出するために、 $s$  会計年度予算で決定される第 1 段階における算定額  $S1_i^{t,s}$  は、以下のように定義される。ただし、補助金が交付される前の算定予算充足度が、第 1 基準 (0.6 に設定) を超える連邦構成主体には交付されない。

$$S1_i^{t,s} = \begin{cases} 0.85 DI_i^{t,s} & \text{if } O_i^{t,s} < K1 \\ 0 & \text{if } O_i^{t,s} \geq K1 \end{cases}$$

ここで、 $K1$  は第 1 基準、 $DI_i^{t,s}$  は算定予算充足度  $O_i^{t,s}$  を第 1 基準の 0.6 に引き上げるために必要な資金額で、以下のように定義される。

$$DI_i^{t,s} = \max \left\{ (0.6 - O_i^{t,s}) \times E_i^{t,s} \times A^{t,s} \times N_i^s, 0 \right\}$$

ここで、 $A^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の全ての連邦構成主体の一人当たり税収額の予測平均値<sup>8)</sup>、 $N_i^s$  は  $s$  会計年度予算での最新の連邦構成主体  $i$  の人口<sup>9)</sup>である。

さらに、 $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  に交付される補助金額を算出するために、 $s$  会計年度予算で決定される第 2 段階における算定額  $S2_i^{t,s}$  は、以下のように定義される。ただし、第 1 段階における算定額を考慮に入れた算定予算充足度が、第 2 基準 (1 に設定) を超える連邦構成主体には交付されない。

<sup>8)</sup> 連邦予算の資料として提出された連邦統合予算の予測指数を基に算出されている。

<sup>9)</sup> 本稿では、特に言及しない限り、人口とは定住者人口のことである。

$$S2_i^{t,s} = \begin{cases} \left( S^{t,s} - \sum_{j \in J} S1_j^{t,s} \right) \times \frac{D2_i^{t,s}}{\sum_{j \in J} D2_j^{t,s}} & \text{if } O_i^{t,s} + \frac{S1_i^{t,s}}{E_i^{t,s} \times A^{t,s} \times N_i^s} < K2 \\ 0 & \text{if } O_i^{t,s} + \frac{S1_i^{t,s}}{E_i^{t-2} \times A^{t,s} \times N_i^s} \geq K2 \end{cases}$$

ここで、 $S^{t,s}$  は  $t$  会計年度の各連邦構成主体に交付される補助金額のうち  $s$  会計年度予算で交付額が決定される分の総額、 $K2$  は第 2 基準<sup>10)</sup>、 $D2_i^{t,s}$  は  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  に交付される補助金を算出するために、 $s$  会計年度予算で決定される第 1 段階における算定額を考慮に入れた算定予算充足度を、第 2 基準の 1 に引き上げるために必要な資金額で、以下のように定義される。

$$D2_i^{t,s} = \max \left\{ \left( 1 - \frac{S1_i^{t,s}}{E_i^{t,s} \times A \times N_i^s} - O_i^{t,s} \right) \times E_i^{t,s} \times A^{t,s} \times N_i^s, 0 \right\}$$

### 3.4 税収力指数

ここでは、税収力指数について説明する。 $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の税収力指数  $OT_i^{t,s}$  は、以下のように定義される。

$$OT_i^{t,s} = \frac{TP_i^{t,s}}{N_i^s} \bigg/ \frac{\sum_{j \in J} TP_j^{t,s}}{\sum_{j \in J} N_j^s}$$

ここで、 $TP_i^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の税収見込額で、以下のように定義される。

$$TP_i^{t,s} = TP_{1,i}^{t,s} + TP_{2,i}^{t,s} + TP_{3,i}^{t,s} + TP_{4,i}^{t,s} + TP_{5,i}^{t,s} + TP_{6,i}^{t,s} + TP_{7,i}^{t,s}$$

ここで、 $TP_{1,i}^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の企業利潤税<sup>11)</sup>

10) 3 カ年計画の 2 期目あるいは 3 期目として  $s-1$  会計年度予算で決められた補助金額が、第 2 基準に引き上げるために必要な資金額を上回っている連邦構成主体  $i$  においては、算定予算充足平準化の第 2 基準は、以下の式の範囲内で上回る可能性がある。

$$K2_i^{t,s} = O_i^{t,s} + \frac{S_i^{t,s-1}}{E_i^{t,s} \times A^{t,s} \times N_i^s}$$

11) налог на прибыль организаций

に関する税収見込額、 $TP_{2,i}^{t,s}$  は個人所得税<sup>12)</sup>に関する税収見込額、 $TP_{3,i}^{t,s}$  は法人資産税<sup>13)</sup>に関する税収見込額、 $TP_{4,i}^{t,s}$  は簡易税制による統一税<sup>14)</sup>に関する税収見込額、 $TP_{5,i}^{t,s}$  は物品税（アルコール製品、穀物原料から作るエチルアルコール、ワイン、ビール、石油製品）<sup>15)</sup>に関する税収見込額、 $TP_{6,i}^{t,s}$  は鉱物資源採掘税に関する税収見込額、 $TP_{7,i}^{t,s}$  はその他の税に関する税収見込額である。以下では、これらの税収見込額の定義を説明する。

企業利潤税に関する税収見込額 $TP_{1,i}^{t,s}$ は、以下のように定義される。

$$TP_{1,i}^{t,s} = T_1^t \times \sum_k (B_k^s \times YB_{k,i}^s)$$

ここで、 $T_1^t$  は全ての連邦構成主体の  $t$  会計年度（連邦構成主体）統合予算への企業利潤税の歳入予測である。また、 $B_k^s$  は  $s$  会計年度での最新の連邦全体における企業利益額に占める  $k$  業種の企業利益額の割合、 $YB_{k,i}^s$  は  $s$  会計年度での  $k$  業種の企業利益額の連邦全体に占める連邦構成主体  $i$  の加重割合で、以下の式によって求められる。

$$YB_{k,i}^s = 0.3 \frac{M_{k,i}^{s-3}}{\sum_{j \in J} M_{k,j}^{s-3}} + 0.35 \frac{M_{k,i}^{s-2}}{\sum_{j \in J} M_{k,j}^{s-2}} + 0.35 \frac{M_{k,i}^{s-1}}{\sum_{j \in J} M_{k,j}^{s-1}},$$

ここで、 $M_{k,i}^{s-3}$ 、 $M_{k,i}^{s-2}$ 、 $M_{k,i}^{s-1}$  は、それぞれ  $s-3$  会計年度、 $s-2$  会計年度、 $s-1$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の  $k$  業種の企業利益額<sup>16)</sup>である。なお、これらの値は3カ年計画の2期目および3期目については1期目で使用した値を使うことに注意されたい。

個人所得税（ $\alpha = 2$ ）、法人資産税（ $\alpha = 3$ ）、簡易税制による統一税（ $\alpha = 4$ ）、物品税（アルコール製品、穀物原料から作るエチルアルコール、ワイン、ビール、石油製品）（ $\alpha = 5$ ）、鉱物資源採掘税（ $\alpha = 6$ ）に関する税収見込額 $TP_{\alpha,i}^{t,s}$ は、以下のように定義される。

$$TP_{\alpha,i}^{t,s} = T_\alpha^t \times \left( 0.3 \frac{OT_{\alpha,i}^{s-3}}{\sum_{j \in J} OT_{\alpha,j}^{s-3}} + 0.35 \frac{OT_{\alpha,i}^{s-2}}{\sum_{j \in J} OT_{\alpha,j}^{s-2}} + 0.35 \frac{OT_{\alpha,i}^{s-1}}{\sum_{j \in J} OT_{\alpha,j}^{s-1}} \right)$$

12) налог на доходы физических лиц

13) налог на имущество организаций

14) налог, взимаемый в связи с применением упрощенной системы налогообложения, единый налог на вмененный доход для отдельных видов деятельности

15) налог на добычу полезных ископаемых (раздельно по налогу на добычу общераспространенных полезных ископаемых, природных алмазов и прочих полезных ископаемых)

16) ただし、ある業種の連邦構成主体における企業利益額の伸び率が、ロシア連邦における平均値を上回る場合は、連邦の平均的指標に設定される。

ここで、 $T_{\alpha}^t$  は全ての連邦構成主体の  $t$  会計年度（連邦構成主体）統合予算への  $\alpha$  税の歳入予測である。また、 $OT_{\alpha,i}^{s-3}$ 、 $OT_{\alpha,i}^{s-2}$ 、 $OT_{\alpha,i}^{s-1}$  は、それぞれ  $s-3$  会計年度、 $s-2$  会計年度、 $s-1$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の  $\alpha$  税による税収見込指標である<sup>17)</sup>。

その他の税に関する税収見込額  $TP_{7,i}^{t,s}$  は、以下のように定義される。

$$TP_{7,i}^{t,s} = \frac{TP_{1,i}^{t,s} + TP_{2,i}^{t,s} + TP_{3,i}^{t,s} + TP_{4,i}^{t,s}}{\sum_{j \in J} TP_{1,j}^{t,s} + TP_{2,j}^{t,s} + TP_{3,j}^{t,s} + TP_{4,j}^{t,s}} \times (T_i^t - T_{1,i}^t - T_{2,i}^t - T_{3,i}^t - T_{4,i}^t - T_{5,i}^t - T_{6,i}^t)$$

ここで、 $T_i^t$  は連邦構成主体  $i$  の  $t$  会計年度（連邦構成主体）統合予算への税の歳入予測、 $T_{1,i}^t$  は連邦構成主体  $i$  の  $t$  会計年度（連邦構成主体）統合予算への企業利潤税の歳入予測、 $T_{2,i}^t$  は個人所得税の歳入予測、 $T_{3,i}^t$  は法人資産税の歳入予測、 $T_{4,i}^t$  は簡易税制による統一税の歳入予測、 $T_{5,i}^t$  は物品税の歳入予測、 $T_{6,i}^t$  は鉱物資源採掘税の歳入予測である。

### 3.5 予算支出指数

最後に、予算支出指数について説明する。 $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の予算支出指数  $E_i^{t,s}$  は、以下のように定義される。

$$E_i^{t,s} = 0.55 k_{1,i}^s + 0.1 k_{2,i}^{t,s} + 0.35 k_{3,i}^s$$

ここで、 $k_{2,i}^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  における公共住宅サービス額の係数、 $k_{1,i}^s$  は  $s$  会計年度予算で算出される連邦構成主体  $i$  の賃金係数、 $k_{3,i}^s$  は価格水準の係数である。以下では、この3つの係数の定義を説明する。

$s$  会計年度予算で算出される連邦構成主体  $i$  の賃金係数  $k_{1,i}^s$  は、以下のように定義される。

$$k_{1,i}^s = \frac{(L_{1,i}^s + L_{2,i}^s + L_{3,i}^s) \cdot \frac{n_{1,i}^s + 1}{n_1^s + 1}}{\frac{1}{N^s} \sum_{j \in J} (L_{1,j}^s + L_{2,j}^s + L_{3,j}^s) \cdot \frac{n_{1,j}^s + 1}{n_1^s + 1} \cdot N_j^s}$$

<sup>17)</sup> 具体的には、個人所得税は被雇用者の社会保険に関する基金額、法人資産税は年末における商業企業（零細企業は除く）の主な資産の貸借対照表の残高（公共鉄道と主要パイプラインに関する資産、及びそれらと技術的に分離できない建物は除く。ただし、3カ年計画の2期目および3期目における算出ではそれら資産を含む。）、簡易税制による統一税は小売商取引と公共外食制度（общественное питание）取引額、有償の公共サービス供給額、物品税は企業により出荷されたアルコール製品とエチルアルコール、ワイン、ビール生産額、鉱物資源採掘税は一般的な鉱物と天然ダイヤモンド、その他鉱物の採掘額からそれぞれ計算される。ただし、連邦構成主体における被雇用者の社会保険に関する基金の伸び率が、ロシア連邦における平均値を上回る場合は、連邦の平均的指標に設定される。

ここで、 $L_{1,i}^s$  は  $s$  会計年度予算で算出される連邦構成主体  $i$  における、地域（район）や町（город）ごとの賃金係数の人口による加重平均、 $L_{2,i}^s$  は地域や町ごとの賃金の地域割増額の人口による加重平均、 $L_{3,i}^s$  は公務員の休暇地への交通費補填のための割増分<sup>18)</sup>である。また、 $n_{1,i}^s$  は  $s$  会計年度予算での最新の連邦構成主体  $i$  における全人口に占める人口 500 人未満の居住地に住む人口の割合、 $n_1^s$  は連邦の全人口に占める人口 500 人未満の居住地に住む人口の割合、 $N^s$  は総人口である。

$s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  における住宅公共サービス額の係数  $k_{2,i}^{t,s}$  は、以下のように定義される。

$$k_{2,i}^{t,s} = \frac{G_i^{t,s} \cdot (1 + TR_i^{s-1}) \left( 0.1 \frac{G_i^{t,s}}{I_i^{s-1}} + 0.9 \right)}{\frac{1}{N^s} \cdot \sum_{j \in J} G_j^{t,s} \cdot (1 + TR_j^{s-1}) \left( 0.1 \frac{G_j^{t,s}}{I_j^{s-1}} + 0.9 \right) \cdot N_j^s}$$

ここで、 $G_i^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の連邦構成主体  $i$  における 1 平方メートル・1 ヶ月当たりの公共住宅サービス額<sup>19)</sup>、 $I_i^{s-1}$  は  $s-1$  会計年度の一人当たり平均収入、 $TR_i^{s-1}$  は交通利便性係数<sup>20)</sup>である。また、 $G^{t,s}$  は  $s$  会計年度予算で算出される  $t$  会計年度の各連邦構成主体における 1 平方メートル・1 ヶ月当たりの住宅公共サービス額の平均値、

18)  $s$  会計年度予算で算出される連邦構成主体  $i$  における公務員の休暇地への交通費補填のための割増分  $L_{3,i}^s$  は、以下の式によって求められる。

$$L_{3,i}^s = \sum_{c \in C_i} M_{1,c}^s \cdot M_{2,c}^s \cdot M_{3,c}^s$$

ここで、 $M_{1,c}^s$  は遠隔地係数で、地域ゾーンごとに定められていて、鉄道がない連邦構成主体はその値が 2 倍に設定される（北部経済地域：0.4、ウラル・西部シベリア経済地域：0.6、東部シベリア経済地域：0.8、極東経済地域：1）。また、 $M_{2,c}^s$  は極北地域及びそれと同等の地域に関する連邦法によって定められた地域割増賃金、 $M_{3,c}^s$  は連邦構成主体人口に占める、極北地域及びそれと同等の地域の人口の加重割合である。

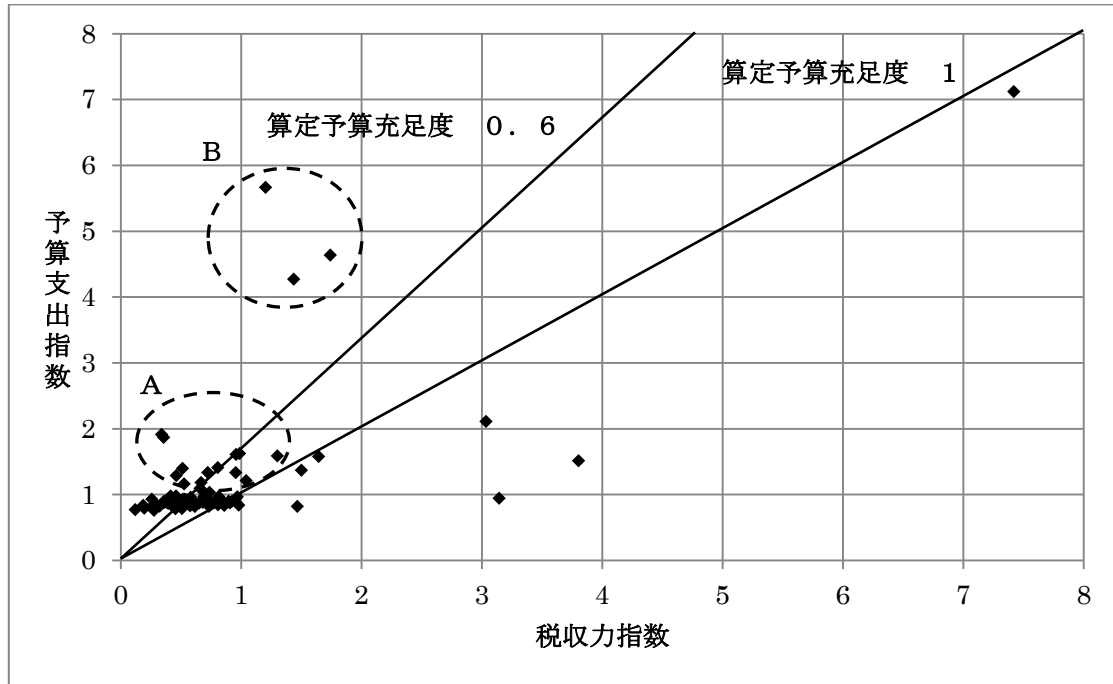
19) 連邦政府が  $s$  会計年度、 $s+1$  会計年度、 $s+2$  会計年度の標準的な公共住宅サービス料金を定めている。また、 $s$  会計年度における大規模修理額を含む。

20)  $s-1$  会計年度の連邦構成主体  $i$  の交通利便性係数  $TR_i^{s-1}$  は、以下のように定義される。

$$TR_i^{s-1} = \left( 3 - 2 \cdot \frac{Z_i^{s-1}}{Z^{s-1}} \right) (0.5 \times R1_i^{s-1} + 1.2 \times R2_i^{s-1})$$

ここで、 $Z^{s-1}$  は  $s-1$  会計年度における、全ての連邦構成主体の定期運行（鉄道と舗装された道路の）交通網の密度の平均値、 $Z_i^{s-1}$  は連邦構成主体  $i$  の定期運行（鉄道と舗装された道路の）交通網の密度、 $R1_i^{s-1}$  は総人口に占める商品配送が期間限定で行われる地域に居住する者の割合、 $R2_i^{s-1}$  は山間部に居住する者の割合である。なお、定期運行交通網の密度が平均を上回る連邦構成主体に対しては  $Z_i^{s-1}/Z^{s-1} = 1$  とする。

図 4 税収力指数と予算支出指数 (2012 会計年度予算)



出典) ロシア連邦財務省 HP ([http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Rezultaty\\_raspredeleniya\\_dotatsiy\\_na\\_vyravnivanie\\_budzhethnoy\\_obespechennosti\\_na\\_2012-2014\\_gg..pdf](http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Rezultaty_raspredeleniya_dotatsiy_na_vyravnivanie_budzhethnoy_obespechennosti_na_2012-2014_gg..pdf)) より筆者作成。

$I^{s-1}$  は  $s-1$  会計年度の各連邦構成主体の一人当たり平均収入の平均値である<sup>21)</sup>。

$s$  会計年度予算で算出される連邦構成主体  $i$  の価格水準の係数  $k_{3,i}^s$  は、以下のように定義される。

$$k_{3,i}^s = \frac{\frac{p_i}{p} (1 + TR_i^{s-1}) \frac{n_{2,i}^s}{n_2^s} \cdot \frac{n_{1,i}^s + 1}{n_1^s + 1}}{\frac{1}{N^s} \sum_{j \in J} \frac{p_j}{p} (1 + TR_j^{s-1}) \frac{n_{2,j}^s}{n_2^s} \cdot \frac{n_{1,j}^s + 1}{n_1^s + 1} \cdot N_j^s}$$

ここで、 $p_i$  は連邦構成主体  $i$  における商品とサービスの規定量価格、 $p$  は各連邦構成主体における商品とサービスの規定量価格の平均値である。また、 $n_{2,i}^s$  は  $s$  会計年度予算での最新の連邦構成主体  $i$  の総人口に占める 17 歳以下人口と生産年齢人口の割合、 $n_2^s$  は各連邦構成主体の総人口に占める 17 歳以下人口と生産年齢人口の割合の平均値である。

21)  $\frac{G_i^{ts}}{I_i}$  は、連邦構成主体  $i$  における、住宅公共サービスに対する連邦構成主体市民の現金支出によりカバーされる割合を全国平均で相対化したものである。

## 4. FFPRによる格差是正

### 4.1 財政移転前の算定予算充足度

まず、FFPRによる財政格差是正の基準である算定予算充足度について、財政移転前の状況を詳しく見てみる。2012会計年度予算における各連邦構成主体の税収力指数と予算支出指数の関係をプロットした散布図が図4である。前節で説明したように、税収力指数を予算支出指数で除したのが算定予算充足度で、FFPRにおける第1基準は0.6、第2基準は1である。算定予算充足度が0.6を下回る連邦構成主体は42、0.6以上1未満は26である。つまり、全連邦構成主体の85%が第2基準を下回っていることになる。

図4からわかるように、第1基準および第2基準を満たさない連邦構成主体の多くは、予算支出指数が0.9程度とほぼ同じである。つまり、算定予算充足度の大小と税収力指数の大小はほぼ同じである。ただし、図4の点線AとBで囲まれたいくつかの連邦構成主体の状況は異なる。Aは、ブリヤート共和国やイルクーツク州などの人口密度の低い周辺地域で、他よりも予算支出指数が高いため算定予算充足度が高くなっている。また、Bはサハ共和国、カムチャッカ地方、マガダン州の3つで、ともにシベリアにあって、Aよりも人口密度の低い地域である。天然資源に恵まれ税収力指数も1以上であるが、辺境にあるためそれ以上に予算支出指数が高く、第1基準を満たさない。それに対して、モスクワやサンクトペテルブルクなどの大都市は税収力指数が1以上と高く、予算支出指数も1から2程度のため、算定予算充足度は1以上となっている。以上から、税収力指数が低い連邦構成主体と辺境にあって予算支出指数が高い連邦構成主体で、算定予算充足度が低くなっていることが分かる。

### 4.2 FFPR交付後の算定予算充足度

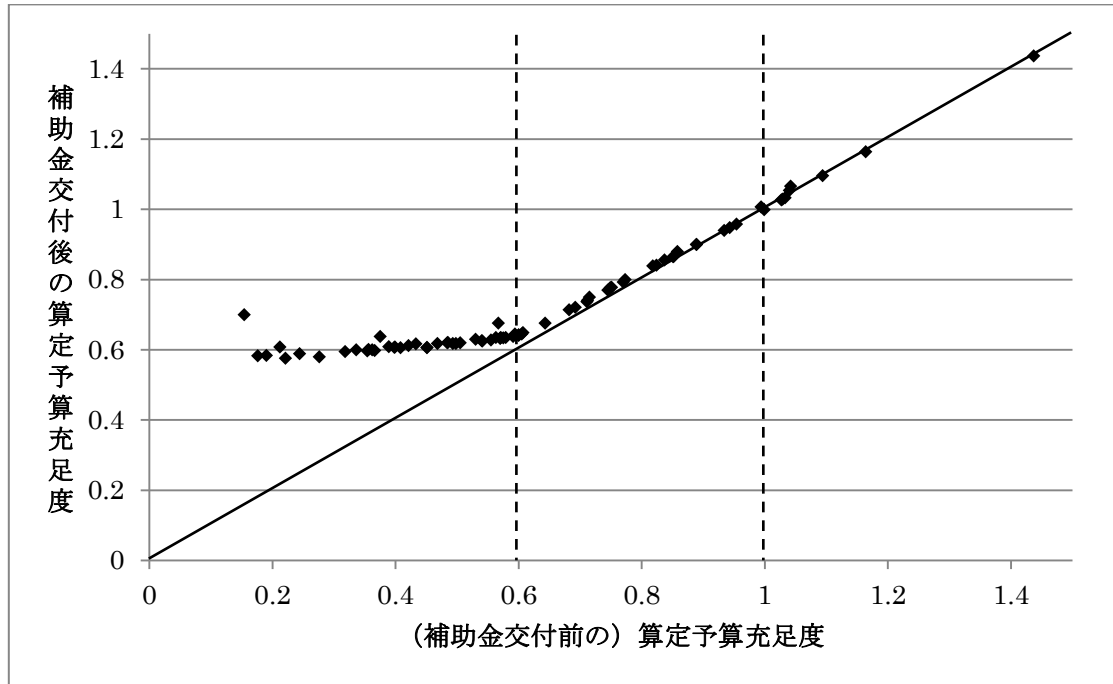
次に、FFPRによって算定予算充足度がどのようになったかを見てみる。補助金交付後の連邦構成主体*i*の算定予算充足度 $PO_i^t$ は、以下のようになる。

$$PO_i^t = O_i^{t,t} + \frac{S_i^t}{E_i^{t,t} \times A^{t,t} \times N_i^t}$$

3カ年計画でなく1年で補助金を算定するというように制度を単純化すると、補助金交付前の算定予算充足度が0.6未満の連邦構成主体の $PO_i$ は、次のように式変形できる（同一会計年度のため*t*や*s*は省略する）。



図 5 F F P R 交付前後の算定予算充足度 (2012 会計年度予算)



出典) ロシア連邦財務省 HP ([http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Rezultaty\\_raspredeleniya\\_dotatsiy\\_na\\_vyravnivanie\\_budzhethnoy\\_obespechennosti\\_na\\_2012-2014\\_gg..pdf](http://www1.minfin.ru/common/img/uploaded/library/2011/09/Rezultaty_raspredeleniya_dotatsiy_na_vyravnivanie_budzhethnoy_obespechennosti_na_2012-2014_gg..pdf)) より筆者作成。

$$PO_i = (1 - \alpha) \times (0.15 \times O_i + 0.85 \times 0.6) + \alpha \times 1$$

ここで、 $\alpha$  は以下のように定義される。

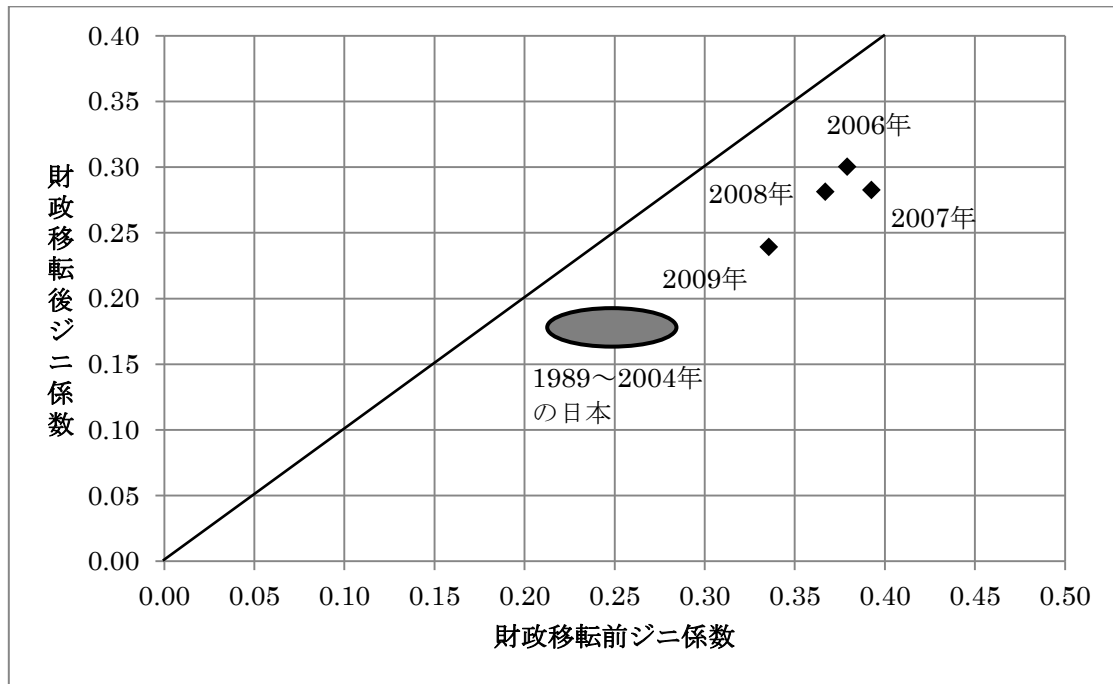
$$\alpha = \left( S - \sum_{j \in J} S1_j \right) / \sum_{j \in J} D2_j$$

補助金交付前の算定予算充足度が 0.6 以上 1 未満及び 1 以上の連邦構成主体についても同様の式変形を行い、上の式と合わせると以下のようなになる。

$$PO_i = \begin{cases} 0.15(1 - \alpha) \times O_i + 0.49\alpha + 0.51 & \text{if } O_i < 0.6 \\ (1 - \alpha) \times O_i + \alpha & \text{if } 1 > O_i \geq 0.6 \\ O_i & \text{if } O_i \geq 1 \end{cases}$$

この式から、補助金交付後の算定予算充足度  $PO_i$  と補助金交付前の算定予算充足度  $O_i$  のグラフは次のように予想される。最初は傾きの緩やかな直線で、 $O_i$  が 0.6 のところで屈折して傾きが (45 度以下の) より急な直線となり、 $O_i$  が 1 のところで再度屈折して 45 度線

図 6 財政移転前と財政移転後ジニ係数の関係 (2006～2009 会計年度)



出典) ロシア連邦統計局 HP ([http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-14.htm) および [http://www.gks.ru/bgd/regl/b10\\_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm](http://www.gks.ru/bgd/regl/b10_51/IssWWW.exe/Stg/02-16.htm)) より筆者作成。

となる。そこで、2012 会計年度予算での各連邦構成主体の  $PO_i$  と  $O_i$  の関係をプロットしてみた(図 5)。第 1 基準である 0.6 のあたりで、グラフの傾きが変化していることがわかる。さらに、第 2 基準である 1 のあたりでも、45 度線との比較から僅かであるが傾きの変化が確認できる。グラフの傾きが緩やかであるほど算定予算充足度の均等化が強く働いていて、45 度に近いほどあまり働いていないことを示している。よって、FFPR は 0.6 未満ではかなり強力に均等化をしており、財政力が上がるとその程度は弱まる仕組みであることがわかる。また、ほとんどの連邦構成主体間で、補助金交付前後で算定予算充足度における順位の逆転が生じていないこともわかる。

以上から、FFPR は第 1 基準に満たない財政力の特に弱い連邦構成主体の財政状態を最低限の水準近くまで強力に引き上げつつ、それよりは豊かな第 2 基準未満の連邦構成主体の財政力を僅かではあるが一定の割合で上昇させる制度となっている。

### 4.3 財政移転後の財政格差

最後に、ジニ係数で測った財政格差が財政移転によってどのようになったかを見てみる。ただし、FFPR のみの決算データがないため、それ以外の財政移転も含めたデータを使用する。図 6 は 2006 から 2009 会計年度までの一人当たり自主財源のジニ係数（以下では、単に財政移転前ジニ係数と呼ぶ）と一人当たり自主財源に一人当たり財政移転額を加えたもののジニ係数（以下では、単に財政移転後ジニ係数と呼ぶ）の関係を表したものである。例えば、2009 会計年度では財政移転前ジニ係数が 0.34 であったのが、財政移転後ジニ係数は 0.24 へと値が低下している。他の年度もほぼ同様の変化を示している。このことから、財政移転によって連邦構成主体間の財政力格差は縮小していると言える。

次に、日本との比較を行う。持田(2006)の算出によると、1989 年から 2004 年の日本の一人当たり都道府県税収のジニ係数は 0.2 から 0.3 の間となっている。そして、地方交付税などの一般補助金による財政移転後の一人当たり歳入のジニ係数は、0.18 程度とほぼ一定である。よって、財政移転前ジニ係数と財政移転後ジニ係数の両方においてロシアの方が日本のそれよりも大きいと言える。ただし、日本の財政移転後ジニ係数は、ロシアのそれと異なり特定補助金が含まれていない値である。持田(2006)には、変動係数については一般補助金のみの場合と特定補助金まで含んだ場合の両方が載っており、自主財源に一般補助金を加えただけよりも特定補助金まで加える方が変動係数の値は全期間で僅かに大きい。よって、ロシアと比較可能な特定補助金も含めた財政移転後ジニ係数は、上記の値よりもやや高いものと思われる。その点を踏まえると、財政移転後ジニ係数は両国ではほぼ等しいか、ロシアの方が大きい場合でもその差はより小さいと思われる。そのため、ロシアの方が日本よりも財政格差をより縮小させている可能性がある。

ただし、地方交付税と FFPR を比較してその違いを厳密に分析するためには、特定補助金を除いた上で、さらに両方の制度を同一国のデータで試算する必要があるだろう。

## 5. 結論

本稿は、ロシアにおける連邦構成主体間の財政調整制度である FFPR の仕組みと特徴を明らかにし、FFPR による連邦構成主体間の財政格差是正について分析を行った。

FFPR の特徴は、1) 税収入を相対的に評価した指数である税収力指数と公共サービスの要素価格を相対的に評価した指数である予算支出指数の比である算定予算充足度を基準にし

た補助金額の算定、2)補助金額の2段階での算定、という2点である。このうち後者は、第1段階ですべての連邦構成主体が最低限の基準（第1基準）をほぼ満たすのに必要な補助金額を交付し、第2段階ではより高い基準（第2基準）を設定し、それを満たすのに必要な金額に比例して残った財源を配分するという仕組みである。そのため、算定された補助金額の総計が財源を超過することはない。つまり、FFPRはすべての連邦構成主体が最低限の基準を満たすように保障しながら、財政移転の総額が財源に収まるように設計されている。また、格差は縮まりながらも財政力の順位が大きく逆転したりしないため、財政を改善させるインセンティブが阻害されにくい制度と言える。

さらに、連邦構成主体間の財政格差とFFPRによる是正効果について、2006～2009会計年度決算および2012会計年度予算を分析した結果、以下の点が明らかとなった。まず、財政移転前の連邦構成主体では、予算支出指数に大きな格差はなく、税収力指数の格差が大きかった。また、80連邦構成主体のうち68で算定予算充足度が第2基準の1を下回っていた。次に、算定予算充足度が第1基準の0.6を下回る特に財政力の弱い連邦構成主体については、FFPRの補助金によってその値が大きく引き上げられていた。それに対して、0.6以上の連邦構成主体については、1以下で僅かに引き上げられているのみで、1以上ではまったく変化していなかった。最後に、財政移転前後の一人当たり歳入のジニ係数を比較すると、財政移転によって連邦構成主体間の財政力格差は縮小していた。

FFPRと日本の地方交付税制度の最大の相違点は、需要面を考慮しているかどうかである。地方交付税制度は、標準的なサービス水準での歳出額を考慮して歳入と歳出のギャップを埋める仕組みとなっている。それに対して、FFPRでは物価を考慮した一人当たり歳入の均等化を目指しているのみで、ナショナルミニマムに対する財源保障までは考慮されていない。ただし、何がナショナルミニマムかを決めたり費用の正確な算出を行ったりする際に、中央政府による裁量の余地とそれに対するソフトな予算制約問題が発生する可能性があるため、必ずしも地方交付税制度の方が望ましいとは言えない。さらに、地方政府の財政効率化に対する地方交付税制度のディスインセンティブが問題視されている現状では、ロシアのFFPRは地方交付税制度を改善する上で参考になる制度の一つと考えられる。

財政移転制度の詳細な比較のためには、日本の財政データを地方交付税制度とFFPRの両方に適用することが必要である。それによって、同じ土俵の上で比較することが可能となり、将来の地方交付税改革にとって有意義な結果を得ることができるだろう。それは今後の課題としたい。

## 参考文献

- 岡田進(2010)「新ロシア経済図説」, 東洋書店.
- 自治体国際化協会(2006)「ロシアの地方自治」, 各国の地方自治シリーズ第17号.
- 長谷直哉(2006)「ロシア連邦制の構造と特徴－比較連邦論の視点から－」『スラブ研究』, 第53号, 267-298頁.
- 保坂哲郎(2001)「ロシア連邦の地方財政支援基金について」『高知論叢(社会科学)』, 第72号, 85-105頁.
- 溝口修平(2008)「ロシアの地域格差と地域政策の変遷」『外国の立法』, 第236号(季刊版), 115-122頁.
- 持田信樹編(2006)『地方分権と財政調整制度』, 東京大学出版会.
- 横川和穂(2004)「ロシアにおける財政改革と地方自治体財政の変容－「ロシア連邦における2005年までの財政連邦主義発展プログラム」を中心に－」『ロシア・東欧研究』, 第33号, 106-121頁.
- 横川和穂(2010)「ロシアにおける中央集権化と地方自治体財政」『比較経済研究』, 第47巻第2号, 1-14頁.
- Slukhai, Sergii, ed. (2003) "Dilemmas and Compromises: Fiscal Equalization in Transition Countries," LGI Fellowship Series, Open Society Institute, Local Government and Public Service Reform Initiative.
- Tabata, Shinichiro (2002) "Changes in Relations between the Federal and Regional Budgets of Russia in 2001," 『日露共同シンポジウム報告書「ロシアの地方と中央の関係について」』, 内閣府, 5-20頁.